(3)　あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じていることその他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

ロ　確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ(3)に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ　証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とすること。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

ニ　証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1)　防護区域

(2)　第十五号ハに規定する区域

(3)　見張人の詰所

(4)　監視所

二十七　［略］

二十八　［略］

3　第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十六号から第十九号まで及び同項第二十二号から第二十五号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域」とあるのは「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該区域又は立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域」とあるのは「当該防護区域及び当該区域又は立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域」とあるのは「当該防護区域及び当該区域又は立入制限区域内に」と、同項第七号中「防護区域内に」とあるのは「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に」と、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十六号から第十九号まで及び同項第二十二号から第二十七号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域」とあるのは「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該区域又は立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域」とあるのは「当該防護区域及び当該区域又は立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域」とあるのは「当該防護区域及び当該区域又は立入制限区域内に」と、同項第七号中「防護区域内に」とあるのは「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に」と、同項第二十七号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るものに限る。）並びに同表第九号の表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一～六　［略］

（核物質防護規定）

第十九条　［略］

一～四　［略］

五　防護区域及び立入制限区域に係る出入管理に関すること。

六～十五　［略］

十六　妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第十六条の三第二項第二十七号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

十七～十九　［略］

2　［略］

二十六　［略］

二十七　［略］

3　第一項の表第七号から第十四号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次の各号に掲げるもののほか、第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十六号から第十九号まで及び同項第二十二号から第二十七号までの規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域」とあるのは「当該防護区域、当該周辺防護区域及び当該区域又は立入制限区域」と、同項第五号中「防護区域」とあるのは「当該防護区域及び当該区域又は立入制限区域」と、同項第六号中「防護区域」とあるのは「当該防護区域及び当該区域又は立入制限区域内に」と、同項第七号中「防護区域内に」とあるのは「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に」と、同項第二十六号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るものに限る。）並びに同表第九号の表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一～六　［略］

（核物質防護規定）

第十九条　［略］

一～四　［略］

五　防護区域に係る出入管理に関すること。

六～十五　［略］

十六　妨害破壊行為等の脅威に対応するために講ずる措置に関すること（第十六条の三第二項第二十六号（同条第三項で準用する場合を含む。）に該当するものに限る。）。

十七～十九　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。